

議案第120号

都市公園の新設工事の施行の同意について

独立行政法人都市再生機構が次のとおり都市公園の新設工事を施行することについては、同意する。

- 1 施行区域 大阪市北区大深町の一部
(別図中斜線で表示された区域)
- 2 面 積 約44,000平方メートル

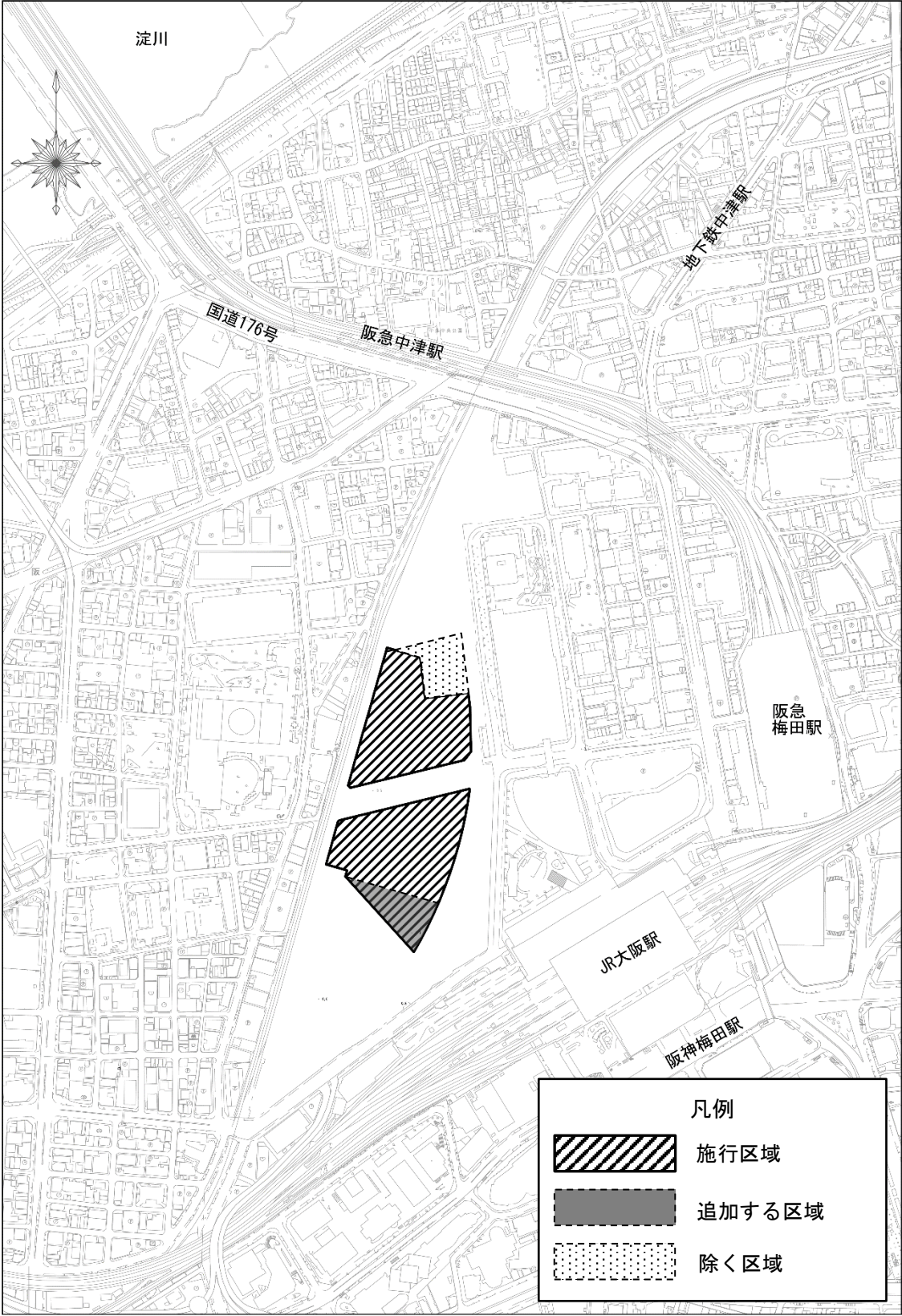
令和元年5月24日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

都市公園の新設工事を施行区域を変更して施行することについて、別紙のとおり独立行政法人都市再生機構から同意を求めてきたので、独立行政法人都市再生機構法第18条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

別図



(別紙)

116－3

平成 31 年 4 月 23 日

大阪市長 松井 一郎 様

独立行政法人都市再生機構
理事長 中島 正弘 

大阪市北区大深町（うめきた 2 期）地区防災公園街区整備事業の
事業区域における都市公園整備事業の直接施行について（同意申
請）

当機構の業務につきましては、平素から格別御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、平成 27 年 7 月 28 日付け大都計第 269 号にて同意を受けた大阪市北区大深町（うめきた 2 期）地区防災公園街区整備事業の事業区域における都市公園整備事業の直接施行について、平成 31 年 3 月 1 日付けの都市計画変更を受け、別紙のとおり施行区域を変更したいので、独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、同意を求めます。

添付資料省略

(参考)

独立行政法人都市再生機構法（抄）

(特定公共施設工事の施行)

第18条 機構は、第11条第1項第7号の業務を行う場合において、その業務が建築物の敷地の整備又は宅地の造成（市街地再開発事業、防災街区整備事業又は土地区画整理事業の施行に伴うものを含み、その種類に応じて国土交通省令で定める規模以上のものに限る。）と併せて整備されるべき次の各号に掲げる公共の用に供する施設（以下「特定公共施設」という。）に係る当該各号に定める工事（以下「特定公共施設工事」という。）であるときは、当該特定公共施設の管理者（管理者となるべき者を含む。以下この節において同じ。）の同意を得て、その管理者に代わって当該特定公共施設工事を施行することができる。

(1) 省 略

(2) 都市公園法の都市公園（同法第2条第1項第1号に該当するものに限る。） 同法による当該都市公園の新設又は改築に関する工事

(3)－(4) 省 略

2 省 略

3 特定公共施設（河川を除く。）の管理者が第1項の同意をしようとするときは、あらかじめ、当該管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4－5 省 略